

令和6年度監査計画

第1 趣旨

この計画は、滋賀県監査基準（以下「監査基準」という。）第8条および滋賀県監査実施要綱第2に基づき、令和6年度監査の実施に関し必要な事項を定める。

第2 監査等の基本方針

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれ、厳しさを増しており、「滋賀県基本構想」に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け施策を展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。財政収支を的確に見通し、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応していくことが求められている。

監査委員は、県行政に対するチェック機関としての役割を十分に発揮するため、県民福祉の向上に資する行政サービスが、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から引き続き監査を行う。

経済性、効率性、有効性の視点にシフトした監査の充実に向けて、人的、時間的資源を重点的に振り向け、更なる監査の質の向上に繋げることとする。

1 監査機能の充実

(1) 多角的な観点からの監査の実施

ア 財務の執行に関し計数等が正確か、手続が法令等に則り適正かといった正確性、合規性の観点から監査を行う。

イ 事務事業の執行について経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のいわゆる「3E」の視点による多角的な観点からの監査を行う。

ウ 財務監査（定期監査）にあわせ行政監査を行う。

(2) 監査能力の向上

監査能力の向上を図るため、全都道府県監査委員協議会連合会や近畿府県監査委員協議会等への出席、他府県等の先進的、効果的な監査手法等の情報収集および事務局職員の各種研修会への派遣を行うとともに、これらで得た知識等を伝達研修・内部研修を通じて組織内で共有することにより全体的な能力の向上につなげる。

また、「3E」視点による監査を充実するため事例研究、勉強会等を行う。

(3) 監査の質の管理

監査等の質を一定水準に保つため、必要な証拠の収集と、監査結果に至る判断の過程とを示す書類の整備に努める。

(4) 外部監査との連携

外部監査人が実施する外部監査の実施状況にも留意し、双方の有する監査機能の最適化を図る。

2 監査結果等の県政への反映

(1) 監査結果の報告等

監査結果を県政運営に反映させるため、議会および知事等に報告するとともに、検討・改善を要する意見についても提出する。

また、指摘事項や意見については、その趣旨に沿ってより適正で効率的な行政運営に向けた改善措置の実施を強く求める。

(2) 監査に関する情報の提供

監査結果および意見については、速やかに報道機関に情報提供するとともに、県公報や監査委員事務局のホームページにより県民に分かりやすく提供する。

(3) 監査のフォローアップ

委員監査および包括外部監査の結果および意見が、予算の編成・執行や事務事業の運営等に的確に反映され、実効性のあるものとなるよう、その後の対応状況等を適宜調査し、フォローアップを行う。

(4) 監査の実効性の向上

監査結果等を庁議へ報告し、内部統制推進部局や共通事務所管課と監査結果等の共有を図ることにより監査の実効性を高める。

3 内部統制に依拠した監査の実施

効率的かつ効果的な監査の実施を図るため、事務に内在するリスクを抽出し、量的・質的重要性が高いと評価したリスクについて、重点的に必要な監査を実施する。

また、内部統制の運用状況の確認を行い、内部統制に不備があった場合には、適時に内部統制推進部局、内部統制評価部局および制度所管課に改善を求め、組織全体における内部統制の充実強化につなげる。

4 効率的な監査の推進

効率的な監査の推進に向けて、引き続き監査調書等の資料は、原則、電子媒体により提出を求めるとともに、必要に応じて Web 会議システムを利用した関係人からの説明聴取を実施する。

また、監査の効率化・省力化に向けて、監査対象機関の業務改善にも資するよう監査調書作成の省力化等の観点で、監査調書の見直しに係る検討を更に進めるとともに、デジタル技術の導入や進展状況を捉えつつ、より効率的、効果的に情報の収集や活用が行えるよう、データの取得、分析、活用手法等について検討する。

第3 監査等の実施計画

監査基準第3条に定める監査等を次のとおり実施する。監査等の実施時期は、別記1のとおりとする。

1 財務監査（定期監査）

(1) 対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の1(2)に定める本庁および地方機関とする。

(2) 対象年度

別記1の前期に監査を実施する機関は、令和5年度とする。ただし、必要に応じて、令和6年度の事務も対象とする。

後期に監査を実施する機関は、令和6年度の事務を主たる対象とするが、令和5年度の監査で対象としていない事務についても対象とする。

(3) 監査の方法

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係人からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合ならびに現地調査等の方法により行う。

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

委員監査は、関係人からの説明聴取を監査委員自らが行う対面監査と予備調査の報告書をもとに行う書面監査のいずれかの方法による。

(4) 実施体制

ア 対面監査は、原則として監査委員2人で実施する。ただし、人事課、行政経営推進課、財政課、税政課、会計管理局、警察本部および企業会計を所管する機関にあつては監査委員4人で実施する。

イ 書面監査を行う機関は、別記2のとおりとし、書面監査は、代表監査委員が行う。なお、監査委員が必要と認める場合は、対面監査を行うものとする。

(5) 実施場所

原則として、本庁にあつては監査執行室、地方機関にあつては各合同庁舎または当該事務所等において実施する。

(6) 実施期日

監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、該当月の1か月前までに定めるものとする。

(7) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があつた場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査対象機関の長およびこれを所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があつた場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、監査結果等の報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(8) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る）および意見等は、該当機関から措置状況について、期限を定めて文書により報告を求める。措置の内容の通知があつたときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

2 行政監査

(1) 対象事務を特定せず定期監査とあわせて実施する行政監査

監査の対象機関等は、財務監査(定期監査)と同様とする。

(2) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

別に定める。

3 財政的援助団体等の監査

(1) 対象団体

滋賀県監査実施要綱第2の3(2)ア、イ、ウの各団体から実施団体を20団体程度選定する。

(2) 対象年度

令和5年度とする。

(3) 実施の方法および体制

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

原則として、監査委員2人で対面監査を行う。ただし、団体の事業内容によって

は、代表監査委員が書面監査により行うことができる。

(4) 実施場所

原則として、当該団体の主たる事務所または監査執行室において実施する。

(5) 実施期日

委員監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、実施日の1か月前までに定めるものとする。

(6) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査実施団体の長および当該団体を所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(7) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る。）および意見等は、該当機関の措置状況について、期限を定めて、監査実施団体を所管する部局長に対し文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

(8) 監査の立会

必要に応じて所管する県の部局（課、局）の職員の立会を求める。

4 例月現金出納検査

(1) 検査の事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の4(1)に定める事務および機関とする。

(2) 検査の実施方針等

関係諸帳簿および証拠書類により現金の出納について計数を照合確認する。また、必要に応じて保管現金等の確認を行う。

(3) 実施の方法および体制

代表監査委員が書面により実施する。ただし、特段の事情が認められる月にあっては、監査委員が関係人から直接聴取して行う。

保管現金の確認は、現金の保管機関に対して財務監査（定期監査）の予備調査時に、または必要に応じてあらかじめ通知することなく監査委員事務局職員が実施する。

(4) 実施期日

毎月、末日とする。ただし、その日が県の休日に当たるとき、または特別の理由があるときは、この限りでない。

5 決算審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の5(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査（定期監査）と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

ア 一般会計および特別会計

令和6年9月中旬

イ 公営企業会計

令和6年9月中旬

6 基金運用状況審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の6(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査（定期監査）と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

決算審査（一般会計および特別会計）に準ずる。

7 健全化判断比率等の審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の7(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

監査委員4人で対面により審査を行う。

(3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

令和6年9月中旬

8 内部統制評価報告書審査

(1) 審査の対象

知事が作成した内部統制評価報告書

(2) 審査の対象となる内部統制の評価範囲

財務に関する事務

(3) 審査の着眼点

ア 評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

イ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

(4) 審査の実施の方法

ア 滋賀県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、総務部人事課が行った評価の根拠となる資料等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行う。

イ 審査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による審査を行う。

ウ その他の監査等の過程で入手した証拠を利用する。

(5) 審査の実施体制

監査委員 4 人で審査を行う。

(6) 審査の実施場所

監査執行室

(7) 審査の実施時期

令和 6 年 7 月から 9 月までに実施する。

(8) 意見書の提出時期

令和 6 年 9 月

(9) 知事との意見交換の実施

内部統制評価報告書審査に係る意見の提出に合わせて、内部統制の評価に関して知事との意見交換等を実施する。なお、上記のほか、効果的な内部統制の整備および運用等のため必要と認められる場合には、適宜、知事等との意見交換等を実施する。

(10) その他

審査の過程で内部統制の不備を把握した場合は、総務部人事課、行政経営推進課および関係する共通事務所管課に早期に不備の改善または是正を求める。

9 住民の請求による監査その他の必要な監査等

住民の請求による監査その他の必要な監査等については、その都度定める。

第 4 補 則

- 1 この計画に定めるもののほか必要な事項（重要なものを除く。）は、代表監査委員が定める。
- 2 やむを得ない理由によってこの計画を変更する場合は、代表監査委員がこれを行うことができる。

令和 6 年度監査等実施予定表

監査等の区分		予備調査	委員監査等	結果報告および公表または意見書の提出等	措置状況の報告および公表	備考
1. 財務監査 (定期監査)	前期 注1	令和6年4月 ～ 令和6年7月	令和6年5月 ～ 令和6年8月	令和6年11月	令和7年3月	
	後期 注2	令和6年11月 ～ 令和7年2月	令和6年12月 ～ 令和7年2月	令和7年3月	令和7年12月	
2. 行政(重点)監査						別に定める。
3. 財政的援助団体等の監査		令和6年10月	令和6年11月	令和7年3月	令和7年8月	令和6年8月に監査対象団体を選定
4. 例月現金出納検査		検査対象月の翌月末	検査対象月の翌月末	検査実施月の翌月始		
5. 決算審査	6. 基金運用状況審査	(財務監査(定期監査)と同時)	(財務監査(定期監査)と同時)	令和6年9月		
7. 健全化判断比率等審査						
8. 内部統制評価報告書審査	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月			

注1 本庁、病院事業庁、企業庁、地方行政機関（精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、動物保護管理センター、各子ども家庭相談センター、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所を除く。）、公文書館、東京本部、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、南部流域下水道事務所、北部流域下水道事務所、ここ滋賀、北川水源地域振興事務所、交通事故相談所、警察本部および各行政委員会を対象とする。

注2 県立学校、警察署、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、動物保護管理センター、各子ども家庭相談センター、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所およびその他の機関（公文書館、東京本部、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、南部流域下水道事務所、北部流域下水道事務所、ここ滋賀、北川水源地域振興事務所および交通事故相談所を除く。）を対象とする。

令和6年度（令和5年度対象）監査実施予定対象機関

1 本庁（一部地方機関を含む）（7月、8月実施）

部局名	本 庁 の 課 ・ 局 名	機 関 数		
		内 対 面 監 査 数	内 書 面 監 査 数	
知 事 公 室	秘書課 広報課 防災危機管理局	3	2	1
綜 合 企 画 部	企画調整課 高等教育振興課 国際課 県民活動生活課 (公文書館) CO2ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課	9	6	3
綜 務 部	総務課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 市町振興課 びわこポートレース局	8	7	1
文化スポーツ部	文化芸術振興課 文化財保護課 (埋蔵文化財センター) (琵琶湖文化館) スポーツ課 国スポ・障スポ大会局	6	6	0
琵琶湖環境部	環境政策課 琵琶湖保全再生課 循環社会推進課 下水道課 (南部流域下水道事務所) (北部流域下水道事務所) 森林政策課 びわ湖材流通推進課 森林保全課 自然環境保全課	10	6	4
健康医療福祉部	健康福祉政策課 医療政策課 健康危機管理課 健康しが推進課 医療福祉推進課 障害福祉課 薬務課 生活衛生課 医療保険課	9	5	4
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課 子どもの育ち学び支援課 子育て支援課 子ども家庭支援課	4	4	0
商工観光労働部	商工政策課 産業立地課 中小企業支援課 イノベーション推進課 労働雇用政策課 女性活躍推進課 観光振興局	7	5	2
農政水産部	農政課 미래の農業振興課 畜産課 水産課 耕地課 農村振興課	6	3	3
土木交通部	監理課 技術管理課 交通戦略課 道路整備課 道路保全課 (交通事故相談所) 都市計画課 住宅課 建築課 流域政策局	10	6	4
会計管理局		1	1	0
教育委員会	教育総務課 教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課 人権教育課 生涯学習課 保健体育課	8	6	2
警察本部		1	1	0
各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	8	4	4
企業庁		1	1	0
病院事業庁	経営管理課 総合病院 小児保健医療センター 精神医療センター	4	4	0
小 計		95	67	28

注1) 口囲みは、対面監査予定対象機関。太枠の所属は毎年対面監査対象機関。()は地方機関。

注2) 公文書館は県民活動生活課と同時に実施する。

注3) 埋蔵文化財センターおよび琵琶湖文化館は文化財保護課と同時に実施する。

注4) 南部流域下水道事務所、北部流域下水道事務所は下水道課と同時に実施する。

注5) 交通事故相談所は道路保全課と同時に実施する。

注6) 選挙管理委員会事務局は市町振興課、収用委員会事務局は県民活動生活課、琵琶湖海区漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会事務局は水産課と同時に実施する。

令和6年度（令和5年度対象）監査実施予定対象機関

2 地方機関（5月、6月実施）

部局名	地 方 機 関 の 名 称	機 関 数		
		内 面 査 数	対 監 査 数	内 面 監 査 数
総 合 企 画 部	東京本部 消費生活センター	2	1	1
総 務 部	西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所	5	2	3
琵琶湖環境部	南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所 西部・南部森林整備事務所 甲賀森林整備事務所 中部森林整備事務所 湖北森林整備事務所	10	3	7
健康医療福祉部	南部健康福祉事務所 甲賀健康福祉事務所 東近江健康福祉事務所 湖東健康福祉事務所 湖北健康福祉事務所 高島健康福祉事務所	6	2	4
商工観光労働部	ここ滋賀	1	1	0
農 政 水 産 部	大津・南部農業農村振興事務所 甲賀農業農村振興事務所 東近江農業農村振興事務所 湖東農業農村振興事務所 湖北農業農村振興事務所 高島農業農村振興事務所	6	2	4
土 木 交 通 部	大津土木事務所 南部土木事務所 甲賀土木事務所 東近江土木事務所 湖東土木事務所 長浜土木事務所 高島土木事務所 北川水源地域振興事務所	8	4	4
小 計		38	15	23

注1)口囲みは、対面監査予定対象機関。

令和6年度（令和6年度対象）監査実施予定対象機関

3 地方機関(12月～2月実施)

部局名	地 方 機 関 の 名 称	機 関 数		
			対 面 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室	消防学校	1	0	1
総 務 部	政策研修センター	1	1	0
文 化 ス ポ ー ツ 部	美術館	1	0	1
琵琶湖環境部	琵琶湖環境科学研究センター 琵琶湖博物館	2	1	1
健康医療福祉部	平和祈念館 総合保健専門学校 看護専門学校 衛生科学センター リハビリテーションセンター 精神保健福祉センター 近江学園 食肉衛生検査所 動物保護管理センター	9	1	8
子ども若者部	中央子ども家庭相談センター 彦根子ども家庭相談センター 大津・高島子ども家庭相談センター 日野子ども家庭相談センター 淡海学園	5	2	3
商工観光労働部	計量検定所 工業技術総合センター 東北部工業技術センター 高等技術専門学校 男女共同参画センター	5	3	2
農政水産部	病害虫防除所 農業技術振興センター 家畜保健衛生所 畜産技術振興センター 水産試験場	5	2	3
土木交通部		0	0	0
教育委員会	総合教育センター びわ湖フローティングスクール 図書館 河瀬中学校 守山中学校 水口東中学校 膳所高等学校 堅田高等学校 東大津高等学校 北大津高等学校 大津高等学校 石山高等学校 瀬田工業高等学校 大津商業高等学校 彦根東高等学校 河瀬高等学校 彦根工業高等学校 彦根翔西館高等学校 長浜北高等学校 虎姫高等学校 伊香高等学校 長浜農業高等学校 長浜北星高等学校 八幡高等学校 八幡工業高等学校 八幡商業高等学校 草津東高等学校 草津高等学校 玉川高等学校 湖南農業高等学校 守山高等学校 守山北高等学校 栗東高等学校 国際情報高等学校 水口高等学校 水口東高等学校 甲南高等学校 信楽高等学校 野洲高等学校 石部高等学校 甲西高等学校 高島高等学校 安曇川高等学校 八日市高等学校 能登川高等学校 八日市南高等学校 伊吹高等学校 米原高等学校 日野高等学校 愛知高等学校 大津清陵高等学校 大津清陵馬場分校 盲学校 聾話学校 北大津養護学校 北大津高等養護学校 鳥居本養護学校 長浜養護学校 長浜北星高等養護学校 草津養護学校 守山養護学校 甲南高等養護学校 野洲養護学校 三雲養護学校 新旭養護学校 八日市養護学校 愛知高等養護学校 甲良養護学校	68	23	45
警 察 本 部	大津警察署 草津警察署 守山警察署 甲賀警察署 近江八幡警察署 東近江警察署 彦根警察署 米原警察署 長浜警察署 木之本警察署 高島警察署 大津北警察署	12	4	8
小 計		109	37	72
合 計		242	119	123

注1) 口囲みは、対面監査予定対象機関。